

白井市商工会補助金交付要綱

所管課

産業振興課

1 補助金の名称

白井市商工会補助金

2 補助金交付の目的

小規模事業者に対する指導事業及び商工業の振興と安定を図るため。

3 用語の定義

- ①「商工会」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき設置された商工会をいう。
- ②「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条による小規模事業者をいう。

4 補助対象

- ①商工会が行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業に要する経費
- ②商工会が行う商工業の振興と安定を図るための事業に要する経費
- ③その他、商工会法第11条の目的を達成するための事業に要する経費

5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

6 補助額（率）

別紙に定める額とし、715万円を限度とする。

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

昭和45年度以前

9 補助金の終期

令和10年3月31日

10 改正履歴